

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

土砂災害警戒区域の指定解除	(砂 防 課)	一三
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同)	一三
土砂災害警戒区域の指定	(同)	一四
土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	一四

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表	(監 査 委 員)	一四
定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	二一

公 示

電気事業法第六十三条第二項において準用する同法第二十五 条第四項の規定に基づく通知	(消 防 課)	二八
市街地再開発組合の解散認可	(都 市 整 備 課)	二九
情報科学芸術大学院大学ネットワーク構築及び保守運用業 務委託の仕様書案に対する意見招請に関する公告	(情 報 科 学 芸 術 大 学 院 大 学)	二九
落札者等に関する公示	(会 計 課)	二九
あつせん員候補者の氏名、職業等	(労 働 委 員 会 事 務 局)	三〇

告 示

岐阜県告示第十号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第四百六十六号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和二年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
城山2	恵那市上矢作町城山 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課及び岐阜県恵那土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第四百六十七号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和二年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
城山2	恵那市上矢作町城山	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課及び岐阜県恵那土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
城山2	恵那市上矢作町本郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する

ので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
城山2	恵那市上矢作町本郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。

監査委員告示二小

岐阜県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により令和元年十一月に執行した定期監査（一部同年七月、八月及び十月に執行したものを含む。）の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

令和二年一月十七日

岐阜県監査委員	田 中 勝 士
岐阜県監査委員	加 藤 大 博
岐阜県監査委員	鈴 土 大 靖
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	長 縄 直 子

第1 監査実施機関数

監査実施機関名	監査実施機関数		監査結果件数		
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	検討事項
知事直轄	—	—	—	—	—
総務部	6	2	2	2	0
清流の国推進部	—	—	—	—	—
危機管理部	—	—	—	—	—
環境生活部	1	0	0	0	0
健康福祉部	6	3	7	4	3
商工労働部	2	1	2	1	1
農政部	9	4	2	9	6
林政部	1	0	1	0	0
県土整備部	6	5	4	19	14
都市建設部	3	0	1	2	0
県事務所	3	1	1	2	1
教育委員会	21	4	12	20	4
警察本部	8	3	5	10	5
その他	3	0	0	0	0
合計	69	23	29	74	37

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・指導事項 是正又は改善を求める事項
 - ・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」及び「指導あり」は、それぞれ計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。
「—」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、40機関において、37件の指摘事項及び36件の指導事項が認められたので、対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。また、本庁の所管課1機関において、1件の検討事項が認められたので、対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

1 総務部 (6機関)				
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日	実施年月日
岐阜県税事務所	令和元年11月15日	西濃県税事務所	令和元年11月21日	
中濃県税事務所	令和元年11月12日	東濃県税事務所	令和元年11月18日	
飛騨県税事務所	令和元年11月7日	自動車税事務所		令和元年11月14日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機関名	区分	内容
東濃県税事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として581,693円の費用負担が発生していた。また、公用車が1台廃車(修繕料相当額310,740円)となっていたので、職員が交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
	自動車税事務所	公務中の1件の交通事故について、修繕料121,845円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。

2 環境生活部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
美術館	令和元年11月22日

【監査の結果】

特に指摘し、又は指導する事項はなかった。

3 健康福祉部 (6機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
保健医療課	令和元年8月7日	飛騨保健所	令和元年10月28日
飛騨保健所 下呂センター	令和元年11月28日	岐阜地域福祉事務所	令和元年11月28日
多治見看護専門学校	令和元年11月28日	下呂看護専門学校	令和元年11月28日

【監査の結果】

次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
保健医療課	指摘事項	物品の管理事務において、ノート型パソコン1件(取得価格328,650円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努めらねばならない。
	指導事項	USBメモリ及び外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、委託業者に貸出しを行っていたので、今後は適正に処理されたい。
飛騨保健所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として108,734円の費用負担が発生していたので、職員員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
	指摘事項	2件の看護師籍(名簿)訂正・免許証書換え交付申請書(以下「申請書」という。)の受付・進達業務において、平成30年11月5日及び同年12月26日に提出された申請書を、それぞれ原則として7日以内に本行担当課へ進達するための事務処理を行うべきところ、受け付けた職員が申請書を放置し、平成31年3月29日までの間、これを行わなかった。さらに、当該職員は、申請者から提出され

多治見看護専門学校	指導事項	た申請書を破棄し、申請者の了解を得ることなく自ら 3 月 29 日付で申請書を差出し、4 月に後任者が申請書を本庁担当課に進達した。 その後、本庁担当課から申請書に不足の書類があったとの連絡があり、飛騨保健所において申請者に追加の書類提出を依頼したところ、申請者が作成した書類ではないことが発覚したため、差送された申請書を無効としたものである。 これらの行為により各申請者は改めて申請書の作成・提出が必要となり、その手続きに要する費用 2,000 円が損害賠償金として各申請者に支払われていた。 これらのことは、申請者のみならず県民の信頼を損なうものであるため、二度とこのような事態が起らぬよう、職員が一体となって、再発防止策の確実な実施及び適正な事務処理を徹底されたい。
下呂看護専門学校	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、週休日の振替の際、新たに勤務を命じたこととなった日の勤務時間及び休憩時間について、当日の勤務の事情により変更となったにもかかわらず、変更前の正規の勤務時間及び休憩時間に基づき時間外勤務手当を支給したことにより、640 円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 岐阜県立看護専門学校授業料の収入事務において、未納者に対する督促状を発行していなかったため、今後は適正に処理されたい。

4 商工労働部 (2 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
計量検定所	令和元年 11 月 28 日	食品科学研究所	令和元年 11 月 8 日

【監査の結果】
次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
計量検定所	指導事項	計量機器を検査する際に、申請者の計量機器を損傷させた 1 件の毀損事故について、損害賠償金として 30,240 円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らわたい。
食品科学研究所	指導事項	時間外勤務について、時間外労働・休日労働に関する協定 (3.6 協定) で定めた「延長することができる時間数」を超えた時間外勤務を命じていた事実があったため、今後は適正に処理されたい。

5 農政部 (9 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
西濃農林事務所	令和元年 11 月 5 日	可茂農林事務所	令和元年 11 月 8 日
恵那農林事務所	令和元年 11 月 19 日	下呂農林事務所	令和元年 11 月 13 日
飛騨農林事務所	令和元年 11 月 6 日	中央家畜保健衛生所	令和元年 11 月 20 日
中濃家畜保健衛生所	令和元年 11 月 8 日	東濃家畜保健衛生所	令和元年 11 月 19 日
飛騨家畜保健衛生所	令和元年 11 月 7 日		

【監査の結果】
次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
西濃農林事務所	指導事項	公務中の 2 件の交通事故について、損害賠償金として 169,617 円の費用負担が発生し、また、修繕料 383,000 円 (うち相手方負担分 353,700 円) が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らわたい。
可茂農林事務所	指導事項	公務中に車両を損傷させた 1 件の交通事故について、修繕料 68,828 円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らわたい。
恵那農林事務所	指導事項	岐阜県森林・林業対策事業補助金 (森林環境保全直接支援事業) の交付事務において、農林事務所は事業主体による森林の間伐等の事業完了後、補助金の査定を行うため、岐阜県森林整備事業審査要領に基づき、審査することとなっている。同審査要領によれば、一補助金申請の中で施行地はまとまり (以下「申請単位」という。) が複数含まれる場合には、その数に応じた同審査要領に定める数の申請単位を抽出して現地審査を行わなければならないが、二つの申請単位について現地審査を行っていない申請単位についてしか現地審査を行っていないものがあつたため、今後は適正に処理されたい。 公務中の 4 件の交通事故について、損害賠償金として 1,371,079 円の費用負担が発生し、修繕料 819,214 円 (うち相手方負担分 58,674 円) が支払われていた。また、公用車が 1 台廃車 (修繕料相当額 202,785 円) となつていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らわたい。
下呂農林事務所	指導事項	「皇樹の森」お手植え木管理地等管理業務委託に係る契約事務において、業務委託記録簿で定めた業務行程等の作業計画を提出させるべきところ、これを行っていないがあつたため、今後は適正に処理されたい。
中央家畜保健衛生所	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

指摘事項	ボリ監化ビゾエニル廃棄物処理業務委託に係る契約事務において、予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、契約審査会の審査を受けることなく随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。
指導事項	物品購入の契約事務において、予定価格が500万円以上の契約であるにもかかわらず、契約保証金の納付の免除に係る決裁が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。
指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料6,566円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

6 林政部（1機関）

実施機関名	実施年月日
森林整備課	令和元年7月18日

【監査の結果】
本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機関名	区分	内容
森林整備課	検討事項	<p>間伐事業に関する補助金について、平成29年に発覚した小坂町森林組合等による補助金の不適正受給事案を受けて、岐阜県森林整備事業審査要領の改正、造林補助申請システムの改修等による県の審査体制の強化、林業事業体における内部牽制・チェック機能の強化等、再発防止に向けて取り組んでいるところである。</p> <p>その中、令和元年度の揖斐農林事務所及び恵那農林事務所の監査において、間伐事業に関する補助金の審査状況を確認したところ、同審査要領で定められた申請単位（事業規模等の要件を満たす施行地のまとまり）数に当たった現地審査が行われていないという事案が見受けられた。</p> <p>補助金の不適正受給の再発を防止するためには、適正</p>

7 県土整備部（6機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜土木事務所	令和元年11月22日	大垣土木事務所	令和元年11月21日
揖斐土木事務所	令和元年11月20日	下呂土木事務所	令和元年11月12日
高山土木事務所	令和元年11月7日	宮川上流河川開発工事事務所	令和元年11月7日

【監査の結果】
次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
岐阜土木事務所	指摘事項	<p>時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 週休日に勤務し、週休日の振替を行った職員について、育児部分休業を取得している職員は、育児部分休業の時間を除いた時間を正規の勤務時間として算定を行うべきところ、その時間を除くことなく算定したことにより、1件439円が過払となっていた。</p> <p>2 勤務時間が8時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなくてはならないにもかかわらず、45分の休憩時間しか置かれていなかった。</p> <p>市から受託した河川工事に係る収入事務において、受託金のうち契約締結時に支払を受けるべき額に対する納入通知書の発行が、特段の理由なく契約締結後6か月以上経過した後に行われていたため、今後は適正に処理されたい。</p>
	指導事項	<p>道路占用料の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 岐阜県道路占用料等徴収条例では、占用料は許可をした日から1か月以内に徴収するものとなっており、納入通知書はその納期限内に徴収できるような発行しなければならぬが、納入通知書の発行が許可後5か月以上経過した後に行われていた。</p> <p>2 未納者に対する督促状の発行が7か月以上遅延していたものがあった。</p> <p>道路管理上の4件の事故について、損害賠償金として419,296円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたらいい。</p> <p>特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載しなければならないが、それを行うことなく</p>

大垣土木事務所	指摘事項	特定個人情報を取り扱っていたものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、修繕料212,687円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として79,336円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指導事項	不用品の売払いに係る契約事務において、収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めるべきところ、これを定めることなく物品を売却していたので、今後は適正に処理されたい。
揖斐土木事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として89,061円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	県が管理する砂防指定地標識が風により倒れたことによりアラウトボックスを損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として7,370円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指摘事項	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として1,011,096円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指摘事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料119,626円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
下呂土木事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料96,897円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	強風のため県が管理する砂防指定地の樹木が折損したことにより、隣接するゴルフ練習場設備と接触し損壊させた1件の毀損事故について、損害賠償金として223,560円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指導事項	道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として62,640円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
高山土木事務所	指摘事項	道路管理上の4件の事故について、損害賠償金として229,546円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指摘事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料64,908円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	不動産鑑定業務に係る契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づき、暴力団から不当介入を受けた場合の警察への通報義務に

指導事項	ついて、特記仕様書等に記載がなされていたので、今後は適正に処理されたい。
	ロータリー除雪車の購入に係る特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約）事務において、競争入札により落札者を決定したときに行うべき岐阜県公報による落札者等の公示が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

8 都市建設部（3機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜県周辺鉄道高架工事事務所	令和元年11月22日	岐阜・西濃建築事務所	令和元年11月21日
飛騨建築事務所	令和元年11月7日		

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜・西濃建築事務所	指導事項	不用品の売払いに係る契約事務において、収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めるべきところ、これを定めることなく物品を売却していたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公用車の調達事務において、特別な理由がないにもかかわらず、公用車仕様書に納入車種を指定していたので、今後は競争性を考慮した調達に努められたい。

9 県事務所（3機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
西濃県事務所	令和元年11月21日	恵那県事務所	令和元年11月19日
飛騨県事務所	令和元年11月6日		

【監査の結果】

次のとおり指導し、又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
西濃県事務所	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えた勤務時間に対して時間外勤務手当を支給すべきところ、これを支給しなかったことにより、1件9,018円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、個人情報管理者である所属長の承認を得なければならないが、それらを行うことなく特定個人情報を提供していたので、今後は適正に処理されたい。

10 教育委員会 (21機関)		
実施機関名	実施年月日	実施年月日
羽島北高等学校	令和元年 11月 28日	令和元年 11月 28日
本巣松陽高等学校	令和元年 11月 22日	令和元年 11月 15日
羽島高等学校	令和元年 11月 28日	令和元年 11月 28日
大垣北高等学校	令和元年 11月 14日	令和元年 11月 14日
大垣西高等学校	令和元年 11月 14日	令和元年 11月 28日
郡上高等学校	令和元年 11月 28日	令和元年 11月 28日
益田清風高等学校	令和元年 11月 13日	令和元年 11月 28日
高山工業高等学校	令和元年 11月 28日	令和元年 11月 28日
羽島特別支援学校	令和元年 11月 28日	令和元年 11月 20日
恵那特別支援学校	令和元年 11月 28日	令和元年 11月 28日
飛騨特別支援学校	令和元年 11月 28日	令和元年 11月 28日

【監査の結果】		
次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。		
機関名	区分	内容
羽島北高等学校	指導事項	物品の管理事務において、物品の総点検の結果、物品一覧表と現物の数量が不適合があった物品について、物品一覧表の訂正が必要な場合は、速やかに所要の手続きをとらなければならないが、それを行っていないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料69,967円が支払われていたため、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
各務原高等学校	指導事項	ポリ塩化ビニル廃棄物処理業務委託に係る契約事務において、予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、契約審査会の審査を受けることなく随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。
本巣松陽高等学校	指導事項	毒物及び劇物の管理事務において、「薬品(毒物・劇物等)管理規程」に基づき、毒劇物は専用の保管庫に一般薬品とは区分けして収納することとなっているが、一部の劇物について一般薬品と混在して保管されていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
岐阜農林高等学校	指導事項	建築基準法第12条定期点検業務委託に係る入札事務において、入札書や委任状に代理人氏名の記載漏れ等が認め

羽島高等学校	指導事項	められ、本来であればその入札者の入札を無効とすべきところ、記載事項の追記等を依頼し入札手続を進めており、当該入札者を落札者と宣言した後、他の入札者からの指摘により当該入札者を無効とした事実があったので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の管理事務において、カウンター11件(取得価格63,735円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う事務については「特定個人情報管理台帳」に記載し、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載しなければならないが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
大垣東高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料98,280円が支払われていたため、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
揖斐高等学校	指導事項	外部記録媒体の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 利用していない外部記録媒体は情報セキュリティ取扱管理者が一括して保管し、及び管理すべきところ、情報セキュリティ取扱管理者以外の者がこれを行っていた。 2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用して、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 その他の外部記録媒体管理台帳」に記載していないものがあつた。 2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用して、
大垣西高等学校	指導事項	行財団産の目的外使用許可に係る収入事務において、収入科目を(款)使用料及び手数料とすべきところ(款)諸収入としていたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	特別教室棟・浄化槽上屋上防水工事に係る検査事務において、事前決裁書の起案者以外者を検査者に指定すべきところ、起案者を検査者に指定し検査が行われていたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	外付けハードディスクの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 その他の外部記録媒体管理台帳」に記載していないものがあつた。 2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用して、

可児工業高等学校	指導事項	時間外勤務について、時間外労働・休日労働に関する協定(3.6協定)で定めた「延長することができる時間数」を超えた時間外勤務を命じていた事案があったので、今後は適正に処理されたい。
益田清風高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料135,464円が支払われていたため、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
飛騨高山高等学校	指導事項	刈払機を操作中に右が飛散したことにより、走行中の車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として35,166円の費用負担が発生していたので、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
羽島特別支援学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料57,754円が支払われていたため、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
揖斐特別支援学校	指導事項	学校給食供給業務委託に係る検査事務において、委託業務契約書に基づく委託業務完了届を徴しておらず、また、同契約書に基づく検査が実施されていないため、今後は適正に処理されたい。
恵那特別支援学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料35,208円が支払われていたため、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
11 警察本部 (8機関)	実施年月日	実施年月日

岐阜中警察署	令和元年10月28日	岐阜南警察署	令和元年11月15日
岐阜羽島警察署	令和元年11月5日	北方警察署	令和元年11月28日
山県警察署	令和元年11月28日	多治見警察署	令和元年11月18日
中津川警察署	令和元年11月28日	下呂警察署	令和元年11月28日

【監査の結果】
次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
岐阜中警察署	指導事項	電気の需給に関する単価契約に係る一般競争入札事務において、入札に付き落札者を決定したものの、落札者から、入札金額の算定に誤りがあり契約辞退の申出があったことから、その入札を無効とし、当該落札者を除いて予定価格の範囲内で最も有利な条件で入札した者(二番入札者)を落札者として、契約を締結していた。入札の無効は、岐阜県会計規則第30条(入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき等)で規定される

岐阜南警察署	指導事項	ものごに該当する場合のほか、民法第95条(錯誤)による場合が考えられるが、本件は岐阜県会計規則第30条には該当せず、また、民法第95条に該当するか否かについて十分な検討を行ったとは認められなかった。 無効としない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号に基づき、他の業者と落札金額(一番札の入札金額)の範囲内で契約ができたなどの可能性があったことから、今後は入札を無効とする判断にあたって十分検討したうえで、その根拠等を明確にし、適正に処理されたい。
岐阜南警察署	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として1,699,183円の費用負担が発生し、また、公用車が1台廃車(修繕料相当額362,178円)となっていたので、職員員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜南警察署	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料61,776円が支払われていたため、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜南警察署	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として461,489円の費用負担が発生し、また、修繕料851,860円(うち相手方負担分255,558円)が支払われていたため、職員員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜南警察署	指導事項	強風のため車庫のシャッターが破損し、付近の車両1台を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として89,737円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
岐阜南警察署	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、1台が廃棄処分(取得価格104,415円)となっていたので、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
北方警察署	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料92,340円が支払われていたため、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
多治見警察署	指導事項	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として325,242円の費用負担が発生し、また、修繕料438,187円が支払われていたため、職員員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
多治見警察署	指導事項	強風による次の3件の毀損事故について、損害賠償金として341,452円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。 1 車庫のシャッターが破損し、風にあおられたことにより車両1台を損傷させた。 2 署内に保管していた交通規制案内板が移動したことにより車両1台を損傷させた。 3 交番の塀が倒壊したことにより車両1台を損傷させた。
中津川警察署	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料91,584円が支払われていたため、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

12 その他（3機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会西濃 地方事務局	令和元年11月21日	選挙管理委員会恵那地 方事務局	令和元年11月19日
選挙管理委員会飛騨 地方事務局	令和元年11月6日		

【監査の結果】
特に指摘し、又は指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員会告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により
岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったの
で、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和二年一月十七日

岐阜県監査委員	田 中 勝 士
岐阜県監査委員	加 藤 大 博
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	長 縄 直 子

I 平成30年度及び令和元年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成30年度

(単位：件)

区分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの	未措置
	A	B	C	A-B-C
指摘事項	89	88	0	1
指導事項	99	99	0	0
検討事項	5	5	0	0
計	193	192	0	1

2 令和元年度

(単位：件)

区分	監査結果 (令和元年11月末現在)	措置済	今回措置を講じたもの ※	未措置
	A	B	C	A-B-C
指摘事項	69	28	11	30
指導事項	90	30	26	34
検討事項	5	1	0	4
計	164	59	37	68

※ 「今回措置を講じたもの」については、令和元年11月14日、同月25日及び12月4日に知事等関係機関から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

指導事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和元年度

(1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

危機管理部

機関名	監査結果	講じた措置
消防学校	物品の管理事務において、ソフトウェアなど7件(取得価格計1,123,882円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。	亡失した物品については、物品処分等調査を作成し、物品一覧表から除却を行った。 また、これまでの調査に基づき、物品の供用主任者及び所在場所を正しく登録し直すとともに、物品ごとの写真付き台帳を整備した。

さらに、職員会議で、物品の亡失があったことを周知するとともに、今後の物品管理の取組の重要性及び物品の管理責任について説明し、管理意識の向上を図り、物品一覧表との不整合が発生しないよう徹底を図り、再発防止に努める。

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
国民健康保険課	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えた勤務時間に対して時間外勤務手当を支給すべきところ、人事給与システムへの入力を失念していたことにより、3件10,328円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘事項については、支払不足となっていた時間外勤務手当3件10,328円を令和元年8月21日に支払った。 時間外勤務等計算簿から人事給与システムへの入力を誤ったことから、今後は複数人によるシステム出力票の確認とともに時間外勤務の命令簿、計算簿及びシステム出力票の照合を徹底し、適正な事務処理に努める。
障害福祉課	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料72,619円が支払われていたことで、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対して、公用車の運転に際して細心の注意を払い運転するよう指導するとともに、課内職員に対しては、事故防止及び安全運転について周知徹底を図った。 今後も、課内会議等機会あるごとに継続して注意喚起し、交通事故防止に努める。

商工労働部

機関名	監査結果	講じた措置
企業誘致課	管理職員特別勤務手当の支給事務において、人事給与システムへの入力が失念していたことにより、1件5,000円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	支払不足となっていた管理職員特別勤務手当1件5,000円については、令和元年8月21日に追給を行った。 今後は、管理職員特別勤務実績簿の決裁の後、直ちに人事給与システムの入力を行い、入力結果(「特勤変動情報送信結果リスト」)に実績簿を添付して再度回覧することにより、複数回のチェックを行い、再発防止に努める。
海外戦略推進課	特殊勤務手当の支給事務において、従事した時間が午前0時をまたいだ場	令和元年10月21日の10月分給与支給時に、支払不足であった防疫等作業手

<p>合は2日分の支給となるが、人事給与システムに誤って1日分として入力したことにより、防疫等作業手当(危険作業)1件1,100円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>当(危険作業)1件1,100円について対象職員へ支給した。 今後は、特殊勤務手当に係る制度について理解を深めるとともに、申請された手当について適切な入力が行われていたか複数職員によるチェックを徹底し、再発防止に努める。</p>
---	--

<p>県土整備部 機関名 恵那土木事務所</p>	<p>監査結果 道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として139,439円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>講じた措置 平成30年8月16日の事故発生後、原因となった樹木を根元から伐採し撤去した。その後恒久的対策として、周辺の立木状況を点検し、枯木等の倒木の危険性がある樹木を除去する措置を実施した。 また、職員に対して、道路パトロールでは沿道の樹木の状況に、より注意を払って実施するよう周知した。 今後も定期的な道路パトロールや歩道パトロールは細心の注意を払って実施し、危険木の早期発見と除去等の速やかな対応を徹底することにより、道路事故の未然防止に努める。</p>
----------------------------------	---	---

<p>教育委員会 機関名 岐阜盲学校</p>	<p>監査結果 時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 週休日に時間外勤務を命じた際、当該勤務の一部に係る時間外勤務等命令簿が作成されていなかった。 2 上記の勤務のうち時間外勤務命令簿が作成されていた部分について、正規の勤務時間外の勤務に係る時間外勤務手当(125/100)を支給するべきところ、1週間の所定の労働時間を超えた勤務時間に係る時間外勤務手当(25/100)を支給したことにより、1件6,928円が支払不足となっていた。</p>	<p>講じた措置 支払不足となっていた時間外勤務手当2件合計11,547円については、令和元年7月19日に追給を行った。 今後は、時間外勤務手当の支給を適正に行うため、複数の職員による時間外勤務命令簿の内容確認及び週休日の振替等通知書や年休簿、出勤簿等関係帳票との照合・確認を行い、適正な事務処理に努める。</p>
--------------------------------	--	---

<p>警察本部 機関名 海津警察署</p>	<p>監査結果 公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として48,048円の費用負担が発生し、また、修繕料140,378円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>講じた措置 当該職員に対し、交通事故防止に対する個別指導を行った。 また、全署員に対し、朝会などあらゆる機会を通じて各幹部から、過失割合10割の交通事故の絶無、季節や道路状況に応じた交通事故防止対策及び安全運転の徹底並びに乗車者の確実な乗車完了の確認など指示した。 さらに、駐車場における朝会訓練及び自動車学校教習コースにおけるS字・クランク等を含めた総合的な車両訓練を繰り返し実施し、車両感覚の醸成・運転技能の向上に努めている。</p>
-------------------------------	---	--

<p>掛斐警察署</p>	<p>非常勤専門職等の源泉所得税及び復興特別所得税に係る支出事務において、納付を失念して納期限までに支払いを行わなかったことにより、不納付加算税5,000円が支払われていたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>当該職員に対し、会計課長より公金納付処理については、半年に一度の特例納付から毎月払いに変更するとともに、会計職員が常時支払予定日を確認できるように事務室内に支払日を掲示して、再発防止の徹底を図った。 今後も毎月の支払状況について、複数職員によるチェックを徹底し再発防止に努める。</p>
--------------	--	--

<p>強風のため職員宿舍の外壁に設置されていた臭気配管が落下したことにより職員の車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として82,372円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>全署員に対し、朝会などあらゆる機会を通じて各幹部から、強風が予報された際には、飛ばされやすい物の設置等を行うよう指示した。また、各施設等の点検を定期的に実施するよう指示し、各幹部が各交番、駐在所等巡視の際には、施設外見を点検して、異常があった場合は速やかに報告するよう指導のうえ再発防止に努めている。</p>
---	---

各務原警察署	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として504,236円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。	当該職員に対しては、交通事故が公務にもたらす影響及び再発防止策について、幹部による個別指導を継続的に行った。 全職員については、朝会において警務課長が交通事故の状況を説明して、具体的な注意事項を指示した。 また、安全運転意識の醸成のため、警察業務を行いたがらの走行時における乗客の役割について指導を行うとともに、朝会において、公用車交通事故のうち前方が第一原因でかつ過失割合が10割の事故の絶無を期するための一定のルールを唱和している。 さらに、若年者を対象とした二輪車の乗車訓練及び全職員を対象とした普通乗用自動車の走行訓練を実施し安全運転技能の向上を図った。 今後も、機会を捉え、指示、指導及び訓練を継続的に実施し、交通事故防止に努める。
--------	---	---

(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

総務部

機関名	監査結果	講じた措置
財政課	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載しなければいけないが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指導のあった「特定個人情報取扱記録簿」の記録漏れについて全て記載し、修正を行った。 今後、特定個人情報を取り扱う際は、複数の職員で使用時・使用後の確認を行い、特定個人情報取扱事務の取扱いについて適切な管理及び再発防止に努める。
県庁舎建設課	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載しなければいけないが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処	指導のあった「特定個人情報取扱記録簿」の記録漏れについては全て記載した。 また、全職員に特定個人情報の使用について注意喚起を行った。 今後は、特定個人情報取扱の際には、「個人情報の適正な管理のため

環境生活部	理された。	措置に関する要綱」に基づき、「特定個人情報取扱記録簿」への記載を徹底し、適正な管理に努める。
-------	-------	--

機関名	監査結果	講じた措置
統計課	外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していったものがあつたので、今後は適正に処理されたい。	常時使用する外付けハードディスクについても「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載するとともに、情報セキュリティ関係規定等の遵守について、改めて職場研修を行った。 今後は、外部記録媒体の管理及び利用に関する要領等の規程に基づき、適正な管理事務に努める。

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
国民健康保険課	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載しなければいけないが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指導事項については、事後ながら「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、所属長の確認を受けた。 今後は、特定個人情報取扱事務の取扱いについて、「特定個人情報取扱記録簿」への記載を徹底し、複数の職員による記録確認を行い、再発防止に努める。
高齢福祉課	物品の管理事務において、指定管理者が県に協議を行わないまま廃棄していたものがあつたので、今後は適正な物品管理を行うよう指導されたい。	指定管理者に対して、物品廃棄の際には事前に県に協議を行うように再度徹底するとともに、従来の物品一覧表とは別に、新たに現物の写真付きの台帳を作成して指定管理者と共有し、物品管理事務に活用することとした。
障害福祉課	岐阜県強度行動障がい医療支援センター設置事業業務委託に係る契約事務において、契約締結後に委託業務契約書で定めた実施計画書を提出させるべきところ、これを行ってない箇所があるので、今後は適正に処理されたい。	令和元年度の岐阜県強度行動障がい医療支援センター設置事業業務委託において、契約締結後に委託業務契約書で定めた実施計画書が提出されていることを確認した。 今後、同様な事案が発生しないように業務委託事業の適正な進捗管理について課職員に周知するとともに、係内のチェック(体面)を強化し、再発防止に取り組んでいく。

商工労働部		農政部	
機関名	監査結果	講じた措置	講じた措置
関ヶ原古戦場整備推進課	外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していたので、今後は適正に処理されたい。	外付けハードディスクの使用について、速やかに利用期間を定めた上で、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載するとともに、所属職員に対し、情報セキュリティ取扱管理者の許可を得る必要があることについて周知・徹底を図った。今後は、岐阜県情報セキュリティ基本方針、外部記録媒体の管理及び利用に関する要領等に基づき、適正な管理事務に努める。	
企業誘致課	外付けハードディスクの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 3年以上前に利用許可を受けた外付けハードディスクについて、申請当時の利用者が異動した後も返却の手続を行わず、後任者が引き続き利用していた。 2 外付けハードディスクを情報セキュリティ取扱管理者に返却した場合は、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に解除日等を記載することとなっているが、これを行っていないかった。	外付けハードディスクの利用許可を受ける際には、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に適切な使用期間を明記するとともに、使用期間が満了したとき及び使用者が異動となったときは、許可を受けた職員が責任を持って返却の手続を行うことを徹底した。また、外部記録媒体を返却する場合には、解除日等の記載を漏れなく行うとともに、管理者による確実な確認を徹底した。さらに情報セキュリティ所屬監査において1項目ずつ確実に点検確認を行うことで適切な管理を徹底していく。	
航空宇宙産業課	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料45,651円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	破損事故のあった財団に対し、執務室の整理整頓及び物品の取扱いも含めた適正管理について周知徹底した。また、所属内において職場研修を実施し、パソコン等の毀損事故の防止について注意喚起した。	
海外戦略推進課	全国通訳案内士登録等手数料に係る収入証紙の取扱事務において、収入証紙関係処理簿が作成されていたかかったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	予備監査での指摘を受け、収入証紙関係処理簿を備えた。また、適切な帳簿管理及び事務処理について関係職員へ周知徹底した。今後は、取扱要領等に則り適切に取り扱うため、消印後、複数職員でチェックを行うこととした。	
機関名	監査結果	講じた措置	講じた措置
農業大学校	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載しなければならぬが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指導事項については、令和元年6月13日に記録がされていない分につき、確認のうえ記載した。また、特定個人情報を取り扱うときには、記録簿への記載が必要であることを、個人情報管理者、個人情報管理主任者及び個人情報事務担当者において再確認した。今後は、特定個人情報を取り扱うときに、複数人によるチェックを徹底し、適正管理に努める。	
機関名	監査結果	講じた措置	講じた措置
教育委員会			
機関名	監査結果	講じた措置	講じた措置
教育財務課	岐阜県被災児童生徒就学支援金等補助金の交付事務において、交付すべき補助金の額の確定に当たっては、間接補助事業者等が完了し、かつ、間接補助事業者等に対して間接補助金等が全額交付されたことの確認が必要である。岐阜県補助金等交付規則第13条において、補助事業者等は実績報告書に必要な書類を添えて報告することになっているが、岐阜県被災児童生徒就学支援金等補助金交付要綱で間接補助金等の全額交付が確認できる書類の添付を補助事業者等に求めていないため、全額交付の事実確認を電話聴取の方法により行っているものの、その記録が少なく、監査において確認できなかった。今後は、全額交付の事実を確認できる書類の提出を求めるなど適切な事務処理に努められたい。	監査終了後、関ヶ原市町村に対し支出証拠書類の提出を求め、岐阜県被災児童生徒就学支援金等補助金の交付事務において間接補助事業者が完了し、かつ、生徒（間接補助事業者）に対して補助金が全額交付されたことを令和元年8月16日に確認した。今後は、実績報告書とあわせて、補助金の全額交付が確認できる書類を提出するよう市町村に対し指導を徹底し、適正な事務処理に努める。	
岐阜工業高等学校	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料31,407円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	事故発生後直ちに、職員会議において、校長から教職員全員に対し事故の詳細についての説明と再発防止の徹底を指示したほか、職員会議や電子掲示板等を通じて、注意喚起や事故防止の参考となる情報提供等を行った。今後も、会議等の機会を捉え、定期	

<p>大垣工業高等学校</p>	<p>平成30年度岐阜県高等学校校定時制・通信教育振興奨励費補助金の支出事務において、補助金の交付決定は、岐阜県立大垣工業高等学校事務処理規程に基づき所属長(校長)決裁とすべしと、事務部長決裁としていたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>財産の記録管理事務において、取得価格100万円以上の備品を重要物品一覧表により記録管理していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>物品の管理事務において、寄附により取得した日課放送装置1台の取得価格を162,000円として物品登録すべきところ、据付・設定調整作業費37,800円を含めた199,800円で物品登録していたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>特定個人情報に係る管理事務において、次の不訂正な事項が認められたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報記録簿」に記載しなければならぬが、それを扱うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあつた。</p> <p>2 特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報記録簿」に記載し、個人情報管理者である所属長の承認を得なければならぬが、承認を得ず</p>	<p>的に注意喚起を行い、毀損事故の再発防止に努める。</p>	<p>予定価格が40万円未満の事前決裁書については、総合財務会計システムの方針に基づき、決裁者が事務部長となるが、補助金については、決裁設定を校長に変更する必要があることを会計事務担当職員へ注意喚起した。今後は、複数の職員によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>	<p>当該物品については、速やかに物品区分を重要物品に変更した。また、過年度に登録した他の物品について、同様の事案がないか再度確認を行い、適正に登録されていることを確認した。今後は、物品登録時にその内容を実際に確認するとともに、年度末の決算時にも再度確認を行うことで、適正な会計事務に努める。</p>	<p>当該物品については、速やかに取得価格を据付・設定調整作業費を除いた金額に訂正した。</p> <p>物品登録決裁時の確認不足が原因であることから、会計事務担当職員へ注釈喚起するとともに、複数の職員によるチェックを徹底し、適正な会計事務に努める。</p>	<p>指導事項については、監査後速やかに「特定個人情報記録簿」に記載し、所属長の承認を受けた。</p> <p>雇用職種ごとに特定個人情報の管理台帳及び特定個人情報記録簿を作成していたことから、同一の業務で特定個人情報を取り扱った際に複数枚の記録簿に記載する必要があつた。</p> <p>今回、記載作業を他業務のため中断した際、続けて記載することを失念し、記録簿の作成が不十分となつたことから、こうした記載漏れを防ぎ、担当者の負担を軽減するため、同一業務</p>
<p>恵那南高等学校</p>	<p>物品の管理事務において、デジタル顕微鏡撮影セット1件(取得価格133,350円)を亡失していたため、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>直ちにUSBメモリ等の使用記録簿を所定の様式に変更を行った。また、情報セキュリティ取扱管理者が校内で使用している全ての外部記録媒体の取扱いに関する様式の確認を行い、適切に使用されていることを確認した。</p> <p>今後は、職員会議等で適切な様式の使用と、USBメモリ等使用時の情報セキュリティ取扱管理者による確認を確実に受けることを周知し、外部記録媒体の管理及び利用に関する要領の遵守の徹底に努める。</p>	<p>直ちにUSBメモリ等の使用記録簿を所定の様式に変更を行った。また、情報セキュリティ取扱管理者が校内で使用している全ての外部記録媒体の取扱いに関する様式の確認を行い、適切に使用されていることを確認した。</p> <p>今後は、職員会議等で適切な様式の使用と、USBメモリ等使用時の情報セキュリティ取扱管理者による確認を確実に受けることを周知し、外部記録媒体の管理及び利用に関する要領の遵守の徹底に努める。</p>	<p>直ちに一般薬品と混在していた劇物を専用保管庫へ移動し、適切に区分けして収納した。また、薬品を利用する職員に対し、適切な管理を行うよう指導した。</p> <p>今後は、常に薬品を利用する全ての職員が薬品庫内における毒劇物と一般薬品の区分けが適正に行われているか確認することを徹底し、適正な事務処</p>	<p>に特定個人情報を取り扱っていたものがあつた。</p>	<p>に係る記録簿の集約を行った。また、今後は特定個人情報を取り扱う場合には、所属長の承認を得た記録を複数の職員で確認することを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>			

中津川工業高等学校	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所属長の承認及び確認を得なければならぬが、所属長以外の者が行っていたので、今後は適正に処理されたい。	理に努める。 「特定個人情報取扱記録簿」に記入押印する者が誤解しないよう、管理者欄に「校長」、管理主任者欄に「事務長」と併記した。 今後は、特定個人情報を取り扱う事務が発生する都度、その取扱記録を複数の職員で確認し、「個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱」に沿った適正な管理を徹底する。			
岐阜豊学校	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料29,160円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	平成30年度の監査においても同様の指摘を受けており、改めて全職員を対象に備品の毀損に至った具体的な事例を示して毀損事故防止に対する注意喚起を行った。 今後も継続して職員会議等において備品の適切な使用について注意喚起を行い、再発防止に努める。			
東濃特別支援学校	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料149,148円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	2件とも事故発生直後に、各学部会及び職員会議において全職員に対し今回の事故事例を周知し、ノート型パソコンをはじめとした電子機器等の取扱いを慎重に行うよう徹底した。 今後も毎回の職員会議や学部会の機会に、パソコンなど県有備品を慎重に使用・管理するよう定期的に注意喚起し、毀損事故の再発防止に取り組む。			
警察本部					
機関名 海津警察署	監査結果 公務中にデジタルカメラのストロボを損傷させた1件の毀損事故（交換部品がないため、修繕料相当額は算定不可）が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	講じた措置 当該職員に対しデジタルカメラの取扱いについて具体的な再発防止を指導した。また、全署員に対し、朝会において備品の適正な保管管理及び慎重な取扱いについて指導・手配し、突発事案発生時であっても、決して慌てることなく適正な取扱いに心がけるよう併せて指示した。			
掛斐警察署	公務中に定置式リーダーズピードメーターを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料135,000円が支払われて	当該職員に対し、交通課長より物品の適正な使用及び管理について指導した。また、事故発生後、三脚を固定す			
<p>いたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> <p>るため、三脚の地面設置部分に重りをあてがい、再発防止措置を講ずるとともに、実際の取組み現場において、速度違反取締りに従事する職員に対して設置方法等の徹底を図った。 今後も継続して物品の適正な使用及び管理について指導し、物品の毀損事故防止に努める。</p>					
<p>その他</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1109 1220 1141 1355">機関名 人事委員会事務局</td> <td data-bbox="1109 1366 1141 1691">監査結果 外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していたので、今後は適正に処理されたい。</td> <td data-bbox="1109 1702 1141 2027">講じた措置 外付けハードディスクの利用に際し、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に必要事項を記載し、情報セキュリティ取扱管理者の許可を得た。 今後は、外部記録媒体の管理及び利用に関する要領に則り、適正に処理を行う。</td> </tr> </table>			機関名 人事委員会事務局	監査結果 外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していたので、今後は適正に処理されたい。	講じた措置 外付けハードディスクの利用に際し、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に必要事項を記載し、情報セキュリティ取扱管理者の許可を得た。 今後は、外部記録媒体の管理及び利用に関する要領に則り、適正に処理を行う。
機関名 人事委員会事務局	監査結果 外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していたので、今後は適正に処理されたい。	講じた措置 外付けハードディスクの利用に際し、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に必要事項を記載し、情報セキュリティ取扱管理者の許可を得た。 今後は、外部記録媒体の管理及び利用に関する要領に則り、適正に処理を行う。			

公 示

○電気事業法第六十三条第二項において準用する同法第二十五条第四項の規定に基づき通知

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「法」という。）第六十三条第一項の規定について、同条第二項において読み替えて準用する法第二十五条第四項の規定による裁定をした旨の通知は、当該通知を受けるべき者について送付するべき場所を確知することができないので、通知に代えてその内容を公示する。

なお、金額について不服がある者は、法第六十三条第二項において準用する法第三十三条第一項及び第二項の規定により、この公示の日から六月以内に関西電力株式会社を被告として訴えをもってその金額の増減を請求することができる。

この裁定に不服（金額についての不服を除く。以下同じ。）がある者は、この裁定があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができ、この裁定があったことを知った日の翌日から起算して三月以内であっても、この裁定があった日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができない。

この裁定に不服があるときは、右記の審査請求のほか、この裁定があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）この裁定の取消しの訴えを提起することができる（なお、裁定があったことを知った日の翌日から起算して六月以内であっても、この裁定の日の翌日から起算して一年を経過すると裁定の取消しの訴えを提起することができない。）。

令和二年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 法第六十二条の規定による損失の補償をする者

大阪府大阪市北区中之島三丁目六番一六号 関西電力株式会社

二 法第六十三条第二項において読み替えて準用する法第二十五条第三項の規定による通知を受けるべき者の氏名及び住所並びに補償金の額

氏 名	住 所	補償金の額
江藤 潔	愛知県安城市安城町石ノ曾根一八番地二	百十二円

三 支払の時期

令和二年一月十七日から令和二年二月十七日まで

四 支払の方法

持参

○電気事業法第六十三条第二項において準用する同法第二十五条第四項の規定に基づき通知

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「法」という。）第六十三条第一項の規定について、同条第二項において読み替えて準用する法第二十五条第四項の規定による裁定をした旨の通知は、当該通知を受けるべき者について送付するべき場所を確知することができないので、通知に代えてその内容を公示する。

なお、金額について不服がある者は、法第六十三条第二項において準用する法第三十三条第一項及び第二項の規定により、この公示の日から六月以内に関西電力株式会社を被告として訴えをもってその金額の増減を請求することができる。

この裁定に不服（金額についての不服を除く。以下同じ。）がある者は、この裁定があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができ、この裁定があったことを知った日の翌日から起算して三月以内であっても、この裁定があった日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができない。

この裁定に不服があるときは、右記の審査請求のほか、この裁定があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）この裁定の取消しの訴えを提起することができる（なお、裁定があったことを知った日の翌日から起算して六月以内であっても、この裁定の日の翌日から起算して一年を経過すると裁定の取消しの訴えを提起することができない。）。

令和二年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 法第六十二条の規定による損失の補償をする者
大阪府大阪市北区中之島三丁目六番一六号 関西電力株式会社
- 二 法第六十三条第二項において読み替えて準用する法第二十五条第三項の規定による通知を受けるべき者の氏名及び住所並びに補償金の額

氏 名	住 所	補 償 金 の 額
小原 貞明	愛知県刈谷市新富町一丁目四五五番地	二百八十四円

- 三 支払の時期
令和二年一月十七日から令和二年二月十七日まで
- 四 支払の方法
持参払

○市街地再開発組合の解散認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、令和二年一月十七日岐阜駅東地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により公示する。

令和二年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

○情報科学芸術大学院大学ネットワーク構築及び保守運用業務委託の仕様書案に対する意見招請に関する公告

情報科学芸術大学院大学ネットワーク構築及び保守運用業務委託について仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

令和二年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達役務の名称及び数量
情報科学芸術大学院大学ネットワーク構築及び保守運用業務 一式
- 2 意見の提出方法等

- (1) 提出期限 令和2年2月6日（木）午後5時（郵送の場合は、必着のこと。）
- (2) 提出先 〒503 0006 大垣市加賀野四丁目1番地7
情報科学芸術大学院大学総務課管理調整係
電話 0584 75 6600
- (3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。
- 3 仕様書案の交付期間及び交付場所
- (1) 交付期間 令和2年1月17日（金）から令和2年1月31日（金）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで
- (2) 交付場所 2の(2)に同じ。

- 4 意見招請に関する事務を担当する部署
2の(2)に同じ。

5 Summary

- (1) Subject of the materials to be put forward for comment:
Construction, operation, and maintenance for the network systems of the Institute of Advanced Media Arts and Sciences
- (2) Date and time for the distribution of materials for comment:
Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 17 January 2020 through 31 January 2020 (excluding weekends and national holidays)
- (3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment: 5:00 p.m., 6 February 2020
(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00 p.m., 6 February 2020.)
- (4) For further information, please contact:
Management and Coordination Section, General Affairs Division
Institute of Advanced Media Arts and Sciences
4-1-7 Kagano, Ogaki City, Gifu Prefecture, 503-0006
Tel: 0584-75-6600

○落札者等に関する公告

岐阜県の物品販売又は特定役務の調製手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等に関する公告をします。

令和二年一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調運物品等の名称及び数量 X線エングロフラインザ 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和元年10月25日
- 4 落札者を決定した日 令和元年12月6日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市長住町十丁目1番
日通商事株式会社岐阜営業センター
所長 大澤 克己

- 6 落札金額 60,984,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

○あっせん員候補者の氏名、職業等

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あっせん員候補者の氏名、職業等を次のとおり公示する。

令和二年一月十七日

岐阜県労働委員会
会長 秋 保 賢 一

氏 名	現 職	等	委 嘱 年 月 日
秋 保 賢 一	弁護士	岐阜県労働委員会委員	令和元・二一・二四
平 野 博 史	弁護士	岐阜県労働委員会委員	同
浅 井 直 美	弁護士	岐阜県労働委員会委員	同
三 井 栄	岐阜大学地域科学部教授 委員会委員	岐阜県労働委員会委員	同
大 野 正 博	朝日大学法学部教授 会委員	岐阜県労働委員会委員	同

高 田 勝 之	日本労働組合総連合会岐阜県連合会 長 岐阜県労働委員会委員	同
栗 本 理 花	日本労働組合総連合会岐阜県連合会副 事務局長 岐阜県労働委員会委員	同
北 島 あつさ	岐阜一般労働組合執行委員長 岐阜県 労働委員会委員	同
内 藤 浩	川崎重工労働組合岐阜支部執行委員長 岐阜県労働委員会委員	同
鈴 木 慎	UAゼンセン岐阜県支部長 岐阜県労 働委員会委員	同
安 藤 正 弘	一般社団法人岐阜県経営者協会専務理 事 岐阜県労働委員会委員	同
柳 原 幸 一	株式会社鶴飼代表取締役会長 岐阜県 労働委員会委員	同
村 瀬 尚 子	株式会社ソフィア総合研究所代表取締 役社長 岐阜県労働委員会委員	同
河 上 智 子	河上薬品商事株式会社専務取締役 岐 阜県労働委員会委員	同
一 柳 正 義	サイトトラベル株式会社相談役 岐阜 県労働委員会委員	同
桐 山 敏 通	岐阜県労働委員会事務局長	平成三〇・四・一〇
安 田 圭 一 郎	岐阜県労働委員会事務局審査調整課長	同

令和二年一月十七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 一 岐阜文芸社